

事 務 連 絡
平成 25 年 4 月 12 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
専務理事 矢ヶ崎 忠夫

「再使用可能な樹脂製注射筒」が一般医療機器に 指定されたことについて

このことについて、平成 25 年 2 月 6 日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事審査管理班長から別紙のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、薬事法第 83 条第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 2 条第 5 項から第 7 項までの規定に基づき、「薬事法第 2 条第 5 項から第 7 項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器」の一部を改正する告示が、別添のとおり平成 25 年 4 月 1 日から公布・施行されたというものです。

本件のお問合わせ先

公益社団法人

日本獣医師会事業担当：笹川

TEL 03-3475-1601



事務連絡
平成25年2月6日

公益社団法人 日本獣医師会 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
薬事審査管理班長

薬事法第2条第5項から第7項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件の制定について

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第83条第1項の規定により読み替えて適用される法第2条第5項から第7項までの規定に基づき、「薬事法第2条第5項から第7項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器」（平成16年12月24日農林水産省告示2217号）の一部を改正する告示が別添のとおり公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、参考としてください。

記

- 1 改正の内容
「再使用可能な樹脂製注射筒」を一般医療機器に指定。
- 2 施行期日
平成25年4月1日



○農林水産省告示第八百一号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第二条第五項から第七項までの規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年十二月二十四日農林水産省告示第二千二百十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年四月一日

農林水産大臣 林 芳正

別表第三第三十七号中4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 再使用可能な樹脂製注射筒